

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の一部改正について

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>2. 地域公共交通確保維持事業について</p> <p>(1)</p> <p>①～⑬（略）</p> <p><u>⑭</u>エリア一括協定運行事業における旧補助系統との同一性について            交付要綱別表10の2注1. 及び別表10の4注1. における、ハの運行系統、すなわち、地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統に係る補助対象系統（＝旧補助系統）と、エリア一括協定運行事業実施期間中の二の運行系統の同一性については、以下のとおりとする。</p> <p>ア. 基本的な考え方            旧補助系統との同一性については、エリア一括協定運行事業実施後も、旧補助系統について、おおむね同等の利便が確保されることが必要である。この点、例えば、イに示すようなケースについて、同一性が確保されるものとして判断して差し支えないものとし、このほかのケースについては、個別具体的に判断するものとする。</p> <p>イ. 同一性を許容する例            1) 旧補助系統が、エリア一括協定運行事業実施後に、輸送量・運行回数が減じられる場合であっても、旧補助系統以外のバス系統とあわせ</p>	<p>2. 地域公共交通確保維持事業について</p> <p>(1)</p> <p>①～⑬（略）</p> <p>(新設)</p>

て、旧補助系統と同等の輸送量・運行回数がおおむね確保されるもの  
2) 旧補助系統が、エリア一括協定運行事業実施後に、路線の短縮化・ルート変更等により、その形状が変更された場合であっても、旧補助系統以外のバス系統とあわせて、おおむね同等の利便性が確保されるもの

ウ. 備考

交付要綱第18条の5第4項(第5項において準用する場合を含む。)に規定する、いわゆる2期目事業においては、交付要綱別表10の5の1.のイに規定するとおり、エリア一括協定運行事業がなかったものとして、過去3年間の各年度における地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統に係る補助金の算定基準にしたがって、補助金交付額を算出した上で、その3年の平均額を算定するものであることから、イにおいて同一性が許容されたものであったとしても、2期目事業においては、引き続き、当該旧補助系統のみを算定基礎として算定を行うものあることに留意する必要がある。

⑮ 2期目のエリア一括協定運行事業に係る交付額の算出方法について

交付要綱別表10の5の1.のイに基づき、過去3年間の各年度において、地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統補助に係る補助金の算定基準にしたがって補助金交付額を算出する場合において、過去3年間のうち、当該算定基準に照らして、要件を満たさず、補助金交付額を算出できない年がある場合は、その年を除いて平均額を算定するものとする。(すなわち、2年分の補助金交付額を算出できる場合には、2年平均の補助金交付額を算定する。)

ただし、過去3年間とも要件を満たさない場合には、交付額を算出できないため、いわゆる2期目のエリア一括協定運行事業による補助を実施す

(新設)

ることができない。

⑬～⑮（略）

（２）～（３）（略）

附 則（令和５年８月１日 国総地第５８号、国自動旅第９８号）

１．～３．

附 則（令和５年９月６日 国総地第７５号）

この要領の改正は、令和５年度当初予算から施行する。

⑭～⑯（略）

（２）～（３）（略）

附 則（令和５年８月１日 国総地第５８号、国自動旅第９８号）

１．～３．

（新設）